

障害者控除対象者認定書の交付について ●住民課保険班 ☎78-3113(119)

身体や精神に障がいのある65歳以上の方で、介護保険の要介護・要支援認定を受けており、一定の基準に該当する方には、本人または家族などの申請により障害者手帳等保持者と同じように障害者または特別障害者に準ずる者として認定書を交付します。

この認定書を、確定申告・町県民税の申告をする際に提示すると、本人または扶養者が「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができます。

認定書交付対象者・認定基準

町の要介護・要支援認定を受けている65歳以上の方で、下表の認定基準に該当する方。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は除きます。

■障害者

障害の事由	判断基準
知的障害者（軽度・中度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb、Ⅲa又はⅢbの者
身体障害者（3級～6級）に準ずる	障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）がB1又はB2の者

■特別障害者

障害の事由	判断基準
知的障害者（重度）等に準ずる	認知高齢者の日常生活自立度がⅣ、Ⅴの者
身体障害者（1級、2級）に準ずる	障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）がC1、C2の者

※町は、主治医意見書を上記の認定基準に照らし合わせて認定を行います。要介護度のみで一律に判断されるものではありません。

※第2号被保険者は対象となりません。

認定基準日

申告の対象となる年の12月31日。（対象者が年度の途中で死亡の場合はその死亡日。）

申請に必要なもの

●障害者控除対象者認定申請書 ●申請をする方の印鑑 ●対象者の介護保険被保険者証

平成23年度津奈木町奨学生募集

●教育委員会学校教育班☎78-5400

●申請資格

本町に住所を有する者の子弟で、高等学校、高等専門学校、大学又はこれらに準ずる学校に在学し、学業、人物ともに優秀、かつ健康であって、学資の支払いが困難と認められる方。ただし、本町の奨学金以外の奨学金又はこれに類する金品の交付を受けている方は、奨学生になることができません。

奨学生採用の可否については、奨学生選考委員会に諮り決定します。添付書類等の準備に時間がかかりますので、お早めに申込みください。

●貸付金額

- ① 高等学校又はこれらに準ずる学校
月額1万5千円以内
- ② 大学又はこれらに準ずる学校
月額3万円以内
- ③ ②のうち入学した年のみ入学準備金として
50万円以内

●募集人員 30名程度

●申込締切日 平成23年4月28日（木）

「合併処理浄化槽」設置申請受付

●振興課管理班☎78-3112(227)

町では、水質汚染防止のため、合併処理浄化槽の普及推進を行っています。設置希望の方は、早めに申請を行ってください（平成23年度の申請受付は平成24年1月末まで）。なお、浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽（使用開始後30年以上のもの）の撤去費用にも一部補助を行います。

●補助額

- ・5人槽／50万円 ・7人槽／70万円
- ・10人槽（2世帯住宅）／100万円
- ・撤去費用／9万円以内

●補助の対象

住宅として使用する建物又は床面積の2分の1以上を住居として使用する建物に設置する合併処理浄化槽。なお、トイレの内装や便器設置の費用は補助対象になりません。

【浄化槽をお使いのみなさまへ】

浄化槽法により年1回の受検が義務付けられている法定検査を受けられない方が見受けられます。正当な理由なく検査を受けないときは、罰則の適用などを受けることがありますのでご注意ください。